

✚ 貨物概要

単板を積層した木材

製 法：厚さ 1.3mm～1.4mm の単板 11 層を、木目が長手軸方向に平行（ただし、上から 3 層目及び下から 3 層目の単板の繊維方向のみ、その他の層の単板と直交。）にになるように積層、接着し、規格サイズに切断したもの。構造物の荷重を支えるようには設計されていない。

樹 種：ポプラ（広葉樹）

サイズ：幅 315mm×長さ 4000mm×厚さ 15mm

用 途：梱包材

✚ 分類

関税率表第 4412.42 号（統計番号 4412.42-000）の単板積層材（L V L）（少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材でなく、かつ、針葉樹以外のもの）

✚ 分類理由

本品は、外面の板の層及びその他のほとんどの板の層の木目が長手軸方向に平行になるように重ねられた多層の薄板から成る積層木材であることから、同表第 4412.41 号から 4412.49 号（単板積層材）として分類されます。

号の決定については、いずれの外面の単板も熱帯産木材ではなく、針葉樹以外（広葉樹）であることから、上記のとおり分類されます。

なお、本品は、構造物の荷重を支えるようには設計されておらず、また、国内分類例規 44.18 項の 1 の(3)の口に規定される条件を満たしていませんので、第 44.18 項（木製建具及び建築用木工品）には分類されません。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）